

論 文

韓国の保育教師養成および補習教育の現状と課題
— 保育の「公共性」と「質の向上」への取り組み —

勅使 千鶴

日本福祉大学 子ども発達学部

The Present Conditions and the Issues on Child Center Teachers' Training
and In Service Education in Korea

TESHI Chizu

Faculty of Child Development, Nihon Fukushi University

Key Words : 韓国, 保育施設, 保育教師養成, 補習 (現職) 教育, 公共性と質の向上

もくじ

はじめに

1. 保育をめぐる動向と保育教師の現状
2. 保育教師の職務と資格基準
3. 保育教師養成の現状

4. 補習教育の現状

5. 保育教師養成と補習教育の課題
おわりに

はじめに

わが国では、2010年6月18日に「新成長戦略」が出され、閣議決定がされた。この「新成長戦略」には、保育制度の改変に関わる提案がされている。そして、1週間後の6月25日に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」は子ども・子育て新システム検討会議で確認され、同月29日に全閣僚（座長は内閣総理大臣）が参加する少子化社会対策会議での「要綱」が決定文書として出された。この「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」には、これまで保育関係者により脈々と築かれたわが国の保育制度の財産ともいえる、保育は「社

会の公的責任」、「最低基準」、「応能負担」で行うという基本的原則を大きく変えようとする提案が含まれている。

また、2011年度実施として、今日の保育の実態に応える「保育士養成」のカリキュラム改訂も行われることになった。さらに、これまで主張されている保育者（幼稚園教諭・保育所保育士の総称）の「資質の向上」とともに、前述の「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に「幼保一体化」が提示されていることもあり、今後、ますます保育者養成のあり方についての検討が求められることは必至である。

こうした日本の状況を念頭に置き、簡単な比較はでき

ないが、本稿では、本論集第2号の「韓国の幼稚園教師養成と現職教育の現状と課題」⁽¹⁾に引き続き、保育教師に焦点を当てその養成と補習教育について「保育の公共性と質の向上」に視座を置き、明らかにする。

なお、本稿で使用する用語は、互いの国の方式に従うこととした。すなわち韓国の場合、日本で使用している「保育士」は保育教師、「幼稚園教諭」は幼稚園教師と呼称している。また、今回は保育教師に焦点を当てるため、保育施設で行われている営みを法的にも通例でも使用している「保育」を使う。さらに、韓国では4年制大学を大学校、2・3年制の短期大学を専門大学、現職教育を補習教育と呼称しているので、ここではそれらに従って韓国の漢字用語を使用する。

1. 保育をめぐる動向と保育教師の現状

(1) 保育施設の現状

保育施設は、1990年以降増えはじめ、1995年には7,166カ園で、園児数は23万9,474名になった。10年後の2000年では施設数で3倍強、園児数で3倍弱となり、2009年になると園数は約5倍の3万5,550カ園で、園児数は4.9倍の117万5,049名と急増した。そして、2008年の5歳児の就園率は、保育施設が35.8%、幼稚園は50.4%で、合計86.2%である。5歳児のうち両施設の未利用児童は13.7%である。4歳児では、保育施設の就園児が40.5%、幼稚園のそれは38.7%で、合計79.2%である。4歳児のうち両施設未利用者は20.7%である(表1-1)。なお、施設未利用者のなかには利用料が安

価であるとか、絵画や英語、体育に特化した「教育」をしているという理由から、学院(ハグオン：私塾)に通う4歳児と5歳児がいる。ちなみに、幼稚園の開園時間に合わせて朝から午後まで開設している学院も多くある。

前述のように保育施設と幼稚園の数、4歳児、5歳児の就園率が高いことから就学前の保育機関である保育施設と幼稚園は社会的に公共性を持った施設として認められているといえる。2004年大統領諮問機関である「高齢化及び未来社会委員会」は「未来の人力養成および女性の経済活動参与の拡大のための育児支援政策方案」を出し、この中で「保育は国の責任で行う」ことを初めて述べた。なお、韓国では2004年に出された嬰幼兒保育法、幼兒教育法に「5歳児の保育・教育料の無償化」と嬰幼兒保育法による「障害児保育の無償化」が規定された。まずは保育施設に通う障害を持つ子どもと低所得層家庭の5歳児を対象に順次無償化が実施されている。

2010年度では、保育施設を利用している5歳児の68%(約12万5,000名)が無償保育の対象となった。ちなみに、幼稚園では、総5歳児数の46.6%(約11万7,000名)が対象にされている。なお、学院は、政府が公教育(保育)機関と認定していないため、ここを利用している5歳児は無償教育の対象にはなっていない。

こうした動きのなか、2009年11月25日、李明博大統領直屬機関である「未来企画委員会」は、「私教育費と育児費用の軽減に効用あり」として「入学年齢を1年早める」ことを提起した。これをめぐって教育科学技術部の教育福祉局や幼兒教育支援課、政党主催の討論会、

表1-1 2008年 保育施設・幼稚園の利用率 (単位：千名、%)

区分	全児童数 (A)	施設利用児童 (B)		施設の未利用児童 (A - B)
		保育施設	幼稚園	
總計	2,744 (100.0)	1,099 (40.1)	530 (19.3)	1,114 (40.6)
0歳	447 (100.0)	99 (22.2)	-	348 (77.8)
1歳	446 (100.0)	160 (36.0)	-	285 (64.0)
2歳	438 (100.0)	242 (56.3)	-	196 (44.7)
小計 (乳児)	1,331 (100.0)	501 (37.7)	-	829 (62.3)
3歳	449 (100.0)	229 (51.1)	99 (22.2)	120 (26.7)
4歳	475 (100.0)	193 (40.5)	184 (38.7)	98 (20.7)
5歳	489 (100.0)	176 (35.8)	247 (50.4)	67 (13.7)
小計 (幼児)	1,413 (100.0)	598 (42.3)	530 (37.5)	285 (20.2)

出所：統計庁、KOSIS「年齢別の推計人口」2008年。保健福祉家族部「保育統計」2008年12月基準。教育人的資源部、韓国教育開発院「2008教育統計年鑑」2008年4月基準。

学会の学術大会等で論議が進められている⁽²⁾。この提案の結果次第で本稿の保育教師養成や幼稚園教師養成の改変にも関わってくることになる。

(2) セッサク・プラン (2006年～2010年) からアイ・サラン・プラン (2009年～2012年)

1) セッサク・プラン —— 低所得層中心の選別的保育から普遍的保育への転換

時代は少し遡るが、「伝統的に多産文化を好む」国と言われていた韓国は、1960年の合計特殊出生率が6.0であった。しかし、20年後の1980年の合計特殊出生率は2.83と大幅に落ち、この傾向は止まることを知らず、1984年にはついに2.0を大きく下回る1.76になった。2000年に入り1.47、2005年には1.08となり、その後合計特殊出生率は表1-2のように少し上向きとなるが、2009年には1.15に落ちる⁽³⁾。

1980年代に入ると、韓国社会は都市化、西欧化、働く女性(母親)の数の増加は加速する。そうしたなかで、家族内の子育て機能の脆弱化も加わり、家族構成は大きく変化し、働く女性からの保育要求も出された。2006年5月、盧武鉉政権は、前述の変化や要求と合計特殊出生率の低下対策の一つとして「セッサク・プラン(新芽計画)2006年～2010年」を当時の保育担当部局であった女性家族部が出した。このプランを通して、韓国の保育の実情とともに保育が改善されていく様子を知ることができるので、少し長いですが、次にその内容を要約する。

セッサク・プランでは、保育の基本的な考えとして大きく3本の柱を立てた。第1は、父母の育児負担の軽減のため公的保育体系の構築、第2は、保育政策の樹立過程に父母、地域社会の参加の活性化、第3は、保育のパラダイム転換、である。これらの3点を背景に5つの課題を提示した。この課題を遂行するに当たって、「低所得層中心の選別的保育から普遍的保育へ」と「供給者中心の政策から受容者中心の政策へ」の転換が求められていると指摘している。すなわちこれらのことは公的保育基盤を形成することになる、との考えからである。

さて、セッサク・プランの課題の第1は、公的保育基盤の確立のために、国公立保育施設の数(2005年)からおよそ2倍となる2,700カ所(2010年)に増設する、全保育児童の70%が利用する民間保育施設のサービスの水準を改善するために基本補助金制度の導入を提案した⁽⁴⁾。なお、2009年の国公立保育施設は1,917カ所、子どもの数は12万9,656名で、当初の計画より遅れていることがわかる。基本補助金制度については、2006年9月から全国に3カ所のモデル事業が始められ、2008年に本格的に政府予算が投入され、実施された。

第2に、父母の育児負担の軽減として、保育費用の支援拡大(児童数に対応した基本補助金の支援、差等制保育料の支援、2人以上の子どもを持つ家庭への支援、障害児や5歳児の無償化の拡大、とくに、障害児統合保育施設の指定を拡大することによって、障害を持つ子の保育の無償化を拡大する)、乳児保育の活性化、働く親に対する支援の強化(職場保育の活性化、産前産後の休暇および育児休職制度の活性化、代替え要員の活用)を挙げている。2009年の低所得層への保育料全額支援は前年の22万名から所得下位の50%までに拡大し、その対象者は43万人になった。なお、保育施設未利用者のうち、低所得層の0歳から1歳児を対象に月額10万ウォンを2009年7月から支給している。

第3に、多様な保育サービスの提供として、保育施設における利用時間の多様化、障害児保育の活性化、支援の多様化、乳幼児養育費の支援、女性農業人への支援などを農漁村の保育サービス支援とすること、放課後保育プログラムの活性化、包括的保育サービスと父母協同保育の活性化、である⁽⁵⁾。

第4に、児童中心の保育環境の助成として、保育施設的环境改善、健康・栄養・安全管理の強化、保育従事者の専門性の向上および処遇の改善、標準保育制度およびプログラムの開発、が挙げられた。の保育従事者の点については、後述する。ちなみに、については2007年に「幼稚園教育課程」の改定がされた時に、

表1-2 韓国と日本の合計特殊出生率の推移

(1960年～2009年)

	1960	1970	1980	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
韓国	6.0	4.53	2.83	1.59	1.47	1.30	1.17	1.19	1.16	1.08	1.13	1.26	1.19	1.15
日本	3.64	2.13	1.75	1.54	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.25	1.32	1.34	1.37	1.37

出所：韓国は保健福祉家族部、日本は厚生労働省『人口動態統計』各年。

保育施設を対象とした「標準保育課程」が初めて作成された。施設の安全管理については、非常災害避難施設などの設置基準の合理化を2009年7月から実施し、保育施設安全共済会を同年10月に設置した。

第5に、保育サービス管理体系の強化として、評価認証システムの構築⁽⁶⁾、保育行政システムの構築、自治体における保育政策の活性化、地域社会の参加および施設運営における透明性の向上、保育事業推進関連のインフラの拡充（具体的には、保育情報センターの機能の強化、保育・幼児教育政策に関する総合的研究を遂行するため「育児政策開発センター」を設置・運営）を提案した。この評価認定施設は評価認証手続きの簡素化と参加の催促を通して、2008年12月の段階で30.8%の実施状態から2010年の3月には60.5%に拡充されたと報告されている⁽⁷⁾。行政担当者の間では、この制度が実施後4年を経過したにもかかわらず、60.5%と低い段階に止まっていることに懸念を示し、認証率を上げる必要性を強調している。に掲げられた「育児政策開発センター」は、2005年12月に設立され、2009年には2代目のセンター長が事業を受け継ぎ、2010年に至っている。

なお、2009年における保育事業の評価について、保育施設を利用する際、全額支援の親は65%が、一部支援を受けている親は47.5%が、未支援の親の30.6%が、満足と答えている。一方で、保育施設数が不十分であると答えたのは36.7%、子どもを預ける施設がないと指摘したのは20.8%、保育サービスの質が低いため、保育施設の利用を中断したと回答したのは32.2%であった⁽⁸⁾。

以上のように、働く女性なかでも母親の数が増える一方で、合計特殊出生率がなかなか上昇しないなか、韓国ではこの対策のためいろいろ保育施策を立て、実施している。しかも、保育の社会的位置づけを「低所得層中心の選択的保育から普遍的保育への転換」と国家が樹立した点に意義がある。これはOECDの先進国の流れに沿っている。とはいえ、保育施設、とくに施設・設備、良い保育内容を具備している国公立保育施設の数が少ないことに対してそれらの利用を要望する親の数が多いことから、セックス・プランの提案通りに進んでいない実情があることも指摘しておきたい。

2) アイ・サラン・プラン — 保育に対する「国家の責任」を強化する —

2008年3月、大統領は盧武鉉氏から李明博氏に交代し、それに伴い行政機関が再編成された。保育に関する部署について少し以前から述べると、2004年12月にそれまで保健福祉部にあった保育関係部署は女性部に移り、それが翌2005年6月には女性家族部保育政策局に移管する。そして、2008年3月の再編成で保育政策局は健康福祉家族部の保育政策官室に移された。それと同時に幼児教育関係は、教育人的資源部から移管された教育科学技術部が管轄することとなった。

ところで、政権が変わったことから、「セックス・プラン」の実施期日が終了する前に、新政権はこの「プラン」を検討し直した。そして、2009年4月、「能動的な福祉」を具現化するために、「保育に対する国家の責任を強化する」ことを全面に出し、「セックス・プラン」の内容の「強化と変更」として新たに「アイ・サラン・プラン（子ども・愛計画）2009年～2012年」（保健福祉家族部）を出した。この計画は、「子どもと親が幸せになる世の中」にするため、親・保育施設・政府がともにする未来への「投資戦略」であると述べ、需要者中心の保育政策を築くための改編であると付け加えた。

アイ・サラン・プランで、「強化した内容」は2点ある。その一つは、保育料支援の拡大で、保育料の全額支援の対象を保育施設の利用児童の80%に拡大する、と述べている。この点についてのセックス・プランでは前述のごとく、保育料の全額支援の対象を「次上位」所得層に限定し、等差保育料の支援対象を都市勤労者の平均所得の130%までの支援を目標にしていた。従って、アイ・サラン・プランはそれを上回る計画であることがわかる。二つ目は、保育施設の未利用児の支援で、養育手当およびアイドルボミ（子どもの世話をする人）サービス支援である。

セックス・プランを「変更した内容」も2点ある。第1は、従来、基本補助金（保育施設への支援）と等差保育料（児童別支援）に二元化していた保育料の支援方式を保育料に統合し、「i-サラン・カード」を通じて親に直接支援する点に変更した点である。第2は、セックス・プランでは「利用児童の30%を目標に国公立保育施設を拡充する」計画であったが、アイ・サラン・プランでは民間保育施設を国公立保育施設の水準に引き上げ、「質の向上」を目標とした点である。なお、国公立

保育施設の設置は脆弱地域を中心に設置することに変更した。

アイ・サラン・プランには、新たに追加した次の6点がある。それらは、脆弱階層の多文化児童に対する支援の強化、保育施設の安全および事故予防と事後管理を制度化する、保育代替教師および農漁村の特別勤務手当の支援、民間保育施設へのサービスの向上のために人件費の支援および連携したサービス契約制の導入の検討、保育費用の支援対象者を選定する際、書類の簡素化および基準の合理化を図ること、不法行為の摘発ではなく、疎通強化を通じた保育施設の運営支援を改善すること、である。これらの違いを表にすると次の通りになる(表1-3)。

(3) 保育教師の現状

1990年から2009年の保育施設の類型別にみる推移は表1-4の通り規模の違いがあるので、類型間で件数を単純に比較する意味はない。しかし、「保育の質の向上」を勘案するとき、国・地方自治体からの運営費等補助金が多くある国公立保育施設数の占める割合が少ない点は、指摘する必要がある。ついでながら、国公立保育施設は、国家と地方自治体の双方から補助金が拠出されていることを意味するだけで、国立の保育施設が存在しているわけではない。ちなみに、国立ソウル大学や国立釜山大学内にある保育施設は職場保育施設である。また、国公立保育施設に勤務する保育教師の身分は、わが国の場合とは異なり「公務員」ではない。それ故国公立保育施設の

表1-3 アイ・サラン・プランとセッサク・プランの違い

区分	アイ・サラン・プラン	セッサク・プラン
期間	2009年～2012年	2006年～2010年
所要予算	11兆7,111億ウォン	6兆4,580億ウォン
主要政策の変更事項		
強化	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の全額支援の拡大 2012年迄に保育施設児童の80%まで全額支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の支援 ・差等保育料の支援拡大 —— 2009年の都市勤労者の130%まで保育料の30%支援 ・基本補助金の導入 —— 2010年迄に満5歳児まで導入
	<ul style="list-style-type: none"> ・養育手当の導入 —— 2010年までに保育施設の未利用児童の80%まで支援 ・アイドルボミ(子ども預かりサービス)支援及び育児総合支援センターの設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設の未利用児童の支援
変更	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の補助金と差等保育料の統合 ・i-サラン・カードの導入 ・脆弱地域に国公立施設の設立 —— 国公立施設の待機児童の減少(12万名→6万名)2012年までに2,119カ所に拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の支援方式 ・保育施設に保育料の支援 ・国公立施設の拡充 ・2010年までに国公立施設を2倍に拡充する 2005年1,352カ所 2010年2,700カ所
追加	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化児童の支援強化 ・保育施設の安全共催会の設立 ・保育費用支援の選定基準の見直し ・保育教師の処遇改善 —— 農漁村の担任増員(2009年2万1,000名 2012年8万5,000名)代替教師の支援(2009年450名 2012年1,500名) 	
持続的な維持	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの質の向上: 評価認証, 健康・栄養・安全の強化, 保育プログラムの開発 ・脆弱保育の強化: 障害児, 放課後, 時間延長保育サービスの支援 ・多様な保育施設の拡充: 職場保育施設, 父母協同保育施設 	
未反映	<ul style="list-style-type: none"> ・低出産高齢社会の基本計画および男女雇用平等と仕事・家庭の両立の基本計画に含まれているため, 未反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族親和的な職場文化の造成 ・産前産後の休暇および育児休職制度の活性化 ・農漁人の養育費の支援

出所: 保健福祉家庭部「アイ・サラン・プラン」2009年4月。
女性家族部「セッサク・プラン」2006年。

保育教師の採用試験は自治体ではなく各保育施設で行われ、自治体内の国公立保育施設間での人事異動は行われない。しかし、国公立保育施設長のなかには自治体が採用する所があり、その場合は「公務員」に準ずる扱いになっている。

ところで「保育の質の向上」を大きく左右する保育教師は、その置かれている状況に「問題」を抱えていた。その状況は、女性家族部の2005年の「保育教師の実態」調査からも知ることができる。それによると、2005年の保育教師の勤務時間は平日8時間勤務を原則にしているが、運営時間（平日12時間の原則）を考慮して保育教師は延長勤務をすることができることになっていた。そのため、1日の勤務時間が平均10.05時間という結果が出ている。なお、「家庭保育施設の保育教師」の平均勤務時間が少ないのは家庭保育施設が1人が2人の保育教師を時間制で採用するケースが多いからである（表1-5）。

保育教師は、「保育の空白」を避けるため、休暇を順番制で取っている。補習教育（現職教育）、出産休暇、休日、休職などの勤務時間と関連のある事項は、「勤労基準法」の規定に準拠している。そして、雇用、産前産

後休暇、育児休職などに関連のある事項は「男女雇用平等と仕事・家庭の両立支援に関する法律」の規定を準用している。

保育教師の給与は日本のそれとは違い年俸制である。2005年の年俸額（期末手当、家計支援費、精勤手当、長期勤続手当、家計補助手当、名節休暇費、交通費、給食費などを反映し、年間総給与を算定した金額）は1,484万4,360ウォン、月額給与にすると123万7,030ウォンである。これは、新卒の幼稚園教諭（2級）のおよそ62%に当たる。それより1年前の2004年女性部の調査によると国公立保育施設保育教師の給与の月額は、120～139万ウォンが47.4%で占める割合が一番多い。民間保育施設の保育教師では80～90万ウォンの占める割合は42.5%で、全体の平均給与の水準は96万ウォンである。

以上のように、一般に、勤務時間が長い上に給与が低いことから、72.2%の保育教師の勤務経歴は3年未満という実態がある。なお、2008年の国公立保育教師の平均賃金は、「アイ・サラン・プラン」の実態分析によると月額148万ウォンで、社会福祉従事者の月額176万ウォンと比較すると84%の水準にある。

表1-4 保育施設数の類型別推移 —— 1990年～2009年

年度	計	国公立	法人	民間			父母協同	家庭	職場
				小計	法人外	個人			
1990	1,919	360	未分類	39	未分類		未分類	1,500	20
1994	6,975	983	807	2,284	17	2,267	未分類	2,864	37
2000	19,276	1,295	2,010	9,294	324	8,970	未分類	6,473	204
2004	26,903	1,349	1,537	13,191	966	12,225	未分類	10,583	243
2007	29,233	1,643	1,475	13,930	1,066	12,864	59	11,828	298
2009	35,550	1,917	1,470	14,360	1,054	13,306	66	17,359	370

出所：2007年までは、女性家族部のホームページ。2009年は、健康福祉家族部。

表1-5 設立類型別にみる保育教師の勤務時間

(単位：％，時間)

区分	8時間以下	8時間超過， 10時間以下	10時間超過， 12時間以下	12時間超過	計(数)	平均時間
全体	9.6	58.4	31.0	1.0	100.0 (2,078)	10.05
国公立	3.2	72.9	23.9	0.0	100.0 (155)	10.00
法人	6.5	56.1	36.5	0.9	100.0 (230)	10.24
民間	6.3	57.0	35.7	1.0	100.0 (1,104)	10.22
家庭	18.7	58.1	21.9	1.4	100.0 (589)	9.67

出所：女性部，2005年。

表1-6 類型別に見る保育教師の資格種類の状況 (2005年基準 単位：%)

区分	1級保育教師	2級保育教師	幼稚園正教師	その他
全体	52.3	32.3	12.3	3.1
国公立	71.5	12.6	13.0	2.9
民間	47.5	38.3	11.6	2.6
家庭	31.8	56.1	8.7	3.4

出所：女性部 2005年。

備考：その他は、特殊教師（障害を持つ子どもの保育担当教師）、看護師、社会福祉士等。この表には、法人と職場保育施設の数値がないため、パーセントの数値の合計は100になっていない。

次に、類型別に見る保育教師の資格種類の状況は表1-6の通りである。ここでは、実態を明らかにすることに止め、保育教師の資格基準等の詳細については次項で述べるが、韓国の場合、日本とは異なる。すなわち、幼稚園教師養成の場合は、保育教師の資格を同時に取得しやすいが、保育教師養成機関（大学校、専門大学）では、幼稚園教師資格取得可能な人数は、25%に制限されているため、表1-6のように幼稚園教師資格を得ている保育教師の数値は低い⁹⁾。

保育の質を向上させるために、政府は職務教育費を全額支援しているが、各保育施設に代替保育教師がいないことや情報不足の理由から、職務教育未参加者は26.1%である。また、「補習教育の内容は、画一的で多様性に乏しい」ことや「標準化された保育課程がないことから、施設別に運営のプログラムに格差がある」と指摘している。ちなみに、2004年の女性部保育実態調査によれば、保育プログラムの作成に当たって保育教師は「乳幼児保育雑誌（44.2%）、保育関連研究機関のプログラム（26.2%）や内部プログラムなど」を参考にしている。

以上の実態を勘案して、セッサク・プラン（2006年～2010年）では、「保育人力（保育教師を含む保育施設の職員）の専門性の向上や処遇の改善について」大きく4点を掲げた。

第1は、保育教師養成体系の強化である。その内容は次の4点で、大学における保育教師養成科目数（単位）を12科目（35単位）から15科目（42単位）に増設調整をすること、保育教師養成課程に健康・安全に関する教育（安全・事故防止および応急措置、性暴力の予防を含む教育）の強化をすること、保育実習機関は、評価認証を受けている施設に限定し、実習のためのマニュアルを開発・普及する、保育教師教育院の新規指定を中断し、3級保育教師の昇級時に試験制度の導入を検討

すること、である。

第2は、施設長の資格基準の強化および国家資格証制度の導入を行う。具体的には、施設長の資格取得要件を保育教師経歴について優先的に考慮する法案の検討を行う。念のために、2005年の施設長資格基準は、保育教師1級、幼稚園教師2級、小学校正教師、社会福祉士1級、看護師資格者、7級以上の公務員で保育等の児童福祉業務に一定期間勤務した経歴者であった。その後、この施設長の資格は、2006年12月30日に国家資格証制度の導入により、資格および経歴管理が強化された。

第3は、保育施設従事者の処遇のための政策対案の作成を行うことである。その内容は4点あり、職務分析に基づき、勤労環境と処遇改善法案を作成すること、基本補助金の支援と「保育人力」の給与基準を繋げること、勤務条件を改選するために、時間延長型の保育教師に対する支援を拡大すること、保育行政のシステムを活用して最低賃金を違反する例がないように指導・監督を行うこと、である。

第4に、補習教育の活性化を行う。具体的には、補習教育時に代替保育教師の人件費支援を行うことができるよう検討すること、市・道・郡・区の保育情報センターに代替保育教師バンクの管理システムを構築すること、教育訓練機関別、市・道別に補習教育についての情報共有を活性化すること、それとともに、教育訓練命令制の導入を行うこと、専門教育機関、専門大学、大学校等に補習教育委託制度を活性化するとともにサイバー教育等の多様なプログラムの提供をおこなうこと、乳児・障害児・放課後等に対しては特別職務教育を内実化する法案を検討すること、が挙げられた。

「セッサク・プラン」で提示された保育教師に関わる改善項目は保育現場をはじめ保育界で大いに期待されたが、実際にはほとんど進展しないまま2009年の「アイ・

「サラン・プラン」に引き継がれていく。「アイ・サラン・プラン」では、「保育人材の専門性の向上」として、大きく2点を挙げた。

第1は、保育従事者の資格基準の強化である。その内容として、保育従事者の補習教育の充実を図ること

(「標準補習教育課程」を設置し、養成教育課程と差別化を行う。保育教師の勤続年数、級数別に特性化されたプログラムを開発する)、保育教師養成および補習教育課程の評価管理の体系を設けること(講師の専門性、教育内容などの評価を通じた質的水準の向上に努める)、

表1-7 2009年 保育施設従事者の人件費支給の水準

(単位：ウォン)

号俸	施設長		保育教師		調理師(炊事婦)	
	報酬総額	月支給額	報酬総額	月支給額	報酬総額	月支給額
1	19,583,930	1,631,990	16,220,770	1,351,730	13,323,830	1,110,320
2	20,113,060	1,676,090	16,690,570	1,390,880	13,716,260	1,143,020
3	20,769,620	1,730,800	17,205,370	1,433,780	14,276,170	1,189,680
4	21,391,330	1,782,610	17,745,750	1,478,810	14,573,680	1,214,470
5	22,018,600	1,834,880	18,290,820	1,524,240	14,894,540	1,241,210
6	23,399,950	1,950,000	19,547,710	1,628,980	15,570,760	1,297,560
7	24,227,950	2,019,000	20,376,080	1,698,010	16,251,920	1,354,330
8	24,769,070	2,064,090	20,748,860	1,729,070	16,518,520	1,376,540
9	25,483,720	2,123,640	21,315,440	1,776,290	17,062,360	1,421,860
10	26,204,810	2,183,730	21,929,240	1,827,440	17,589,640	1,465,800
11	27,110,050	2,259,170	22,726,210	1,893,850	18,299,600	1,524,970
12	27,901,340	2,325,110	23,410,580	1,950,880	18,919,820	1,576,650
13	28,500,060	2,375,000	24,009,420	2,000,790	19,433,010	1,619,420
14	29,141,670	2,428,470	24,543,990	2,045,330	19,967,580	1,663,970
15	29,783,150	2,481,930	25,078,690	2,089,890	20,480,890	1,706,740
16	30,602,490	2,550,210	25,833,760	2,152,810	21,171,940	1,764,330
17	31,222,720	2,601,890	26,389,840	2,199,150	21,685,130	1,807,090
18	31,907,090	2,658,920	26,945,910	2,245,490	22,219,820	1,851,650
19	32,570,080	2,714,170	27,501,870	2,291,820	22,733,010	1,894,420
20	33,147,420	2,762,280	28,057,820	2,338,150	23,267,580	1,938,960
21	34,123,240	2,843,600	28,969,490	2,414,120	24,115,230	2,009,600
22	34,764,720	2,896,060	29,525,570	2,460,460	24,607,030	2,050,590
23	35,342,060	2,945,170	30,017,500	2,501,460	25,098,830	2,091,570
24	35,919,520	2,993,290	30,573,450	2,547,790	25,569,260	2,130,770
25	36,561,130	3,046,760	31,086,640	2,590,550	26,082,440	2,173,540
26	37,159,850	3,096,650	31,599,820	2,633,320	26,552,990	2,212,750
27	37,715,920	3,142,990	32,048,740	2,670,730	26,959,380	2,246,620
28	38,293,260	3,191,100	32,540,670	2,711,720	27,429,810	2,285,820
29	38,827,830	3,235,650	33,075,240	2,756,270	27,878,850	2,323,240
30	39,426,550	3,285,550	33,545,780	2,795,480	28,349,270	2,362,440

出所：健康福祉家族部「保育事業案内」2009年。

備考：保育教師の中には看護師、栄養士、特殊教師、治療師の給与水準も含まれている。なお、特殊教師には保育教師の給与額にプラスして特別手当月額10万ウォンが別途支給される。2009年3月 1ウォンは0.125円。

予備保育教師の現場の実務経験を強化する（『保育実習指導書』を設け、保育実習課程の標準化を行う）、ことである。

第2は、保育教師の給与水準の引き上げおよび勤労環境の改善を挙げている。具体的には、2009年に農漁村の2万1,000名の保育教師に、2012年には中小都市の保育教師11万1,000名に特別支援をすること、代替保育教師の支援（保育教師が週休5日を使用する際、保育情報センターで採用した代替保育教師を派遣する。なおこの代替保育教師は保育情報センターが月給制で雇用）をすること、具体的には、2009年に450名分、2012年に1,500名分の増員を計画している、超過勤務の支援金（全日制保育への支援金）支援（保育教師に月額10万ウオンの支給を検討する）をすること、保育教師の給与水準を社会福祉従事者の水準に改善すること、である。

なお、2009年1月から、の農漁村の保育教師2万9,000名に特別支援として月額11万ウォンが支払われた。については、2009年には450名を対象に支援が始まり、その後斬新的に対象を拡大することになった。

そして、「プライドの持てる保育教師の処遇」を行うとして、2009年の保育教師1号俸の給与水準は、2005年のそれと比較すると改善されたことが解る。保育教師は、年俸1,622万770ウォン、月額にすると135万1,730ウォンで、施設長は年俸1,958万3,980ウォン、月額で163万1,990ウォンである。改善されたとはいえ、その1年前の健康福祉家族部の調査によると、2008年国公立保育施設保育教師の平均賃金が月平均148万ウォンで、これは社会福祉従事者の84%、国公立幼稚園教師と比較したときには58%にすぎない。保育の質の向上に「プライドの持てる保育教師の処遇」に近づける課題がとくに国家や地方自治体の保育行政担当者の仕事として残されている⁽¹⁰⁾。

勤務条件に関わって保育教師の休暇は、他の女性勤労者と同じで、「勤労基準法」に則って母性保護の視点から生理休暇、産前産後休暇、育児休暇がある。産前産後休暇は90日で、そのうち60日分は有給休暇として事業主から給与が支給され、残り30日分については、一般会計及び雇用保険から135万ウォンを上限として産休手当が支給される。育児休業は、子どもが1歳に達するまで取得できる。育児休業中の所得保障は雇用保険から月40万ウォンの育児手当が支給される。

2. 保育教師の職務と資格基準

保育教師の職務は、「乳幼児を保育」（嬰幼兒保育法18条2項）することにある。そして保育の理念は「乳幼児の利益を最優先的に考慮して提供」し、「乳幼児の安全で快適な環境で健康に成長できるようにし」、「乳幼児は自身または保護者の性・年齢・宗教・社会的身分・財産・障害および出生地域などによるいかなる種類の差別も受けないう保育をしなければならない」（嬰幼兒保育法第3条）とある。この理念を達成するために保育施設長の資格は、大統領令で定め、保育教師は、次の2項目のうちひとつに該当する者で、保健福祉家族部長官が検定・授与する資格認証を受けた者でなければならない。すなわち、専門大学またはこれと同等以上の学校で保健福祉家族部令が定める保育関連科目および単位を履修し、卒業した者、高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業し、保健福祉家族部令が定める教育訓練施設で所定の教育課程を履修した者、である。保育教師の等級は、それまで1級と2級の2種類であったが、2005年の嬰幼兒保育法では、保育教師1級、保育教師2級、保育教師3級に変更され、等級別資格基準は大統領令で定められた。

表2-1は、2008年に保育施設と幼稚園を管轄する所管が保健福祉家族部と教育科学技術部（改定部分に筆者下線）に変更されたため、その部分が現在の保育教師と幼稚園教師の資格基準になっている。

ちなみに、わが国の保育士は、「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業」（児童福祉法18条）としている。そして、保育士の資格は「厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者」と「保育士試験に合格した者」（児童福祉法18条の6）が有する。保育士資格を有する者が保育士となるには保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けねばならない」（児童福祉法18条の18）。なお、保育士には、幼稚園教諭の一種、二種という「種類別」の資格はない。児童福祉法が示す大学、短期大学、保育専門学校という学歴に関係なく指定された養成校を卒業するか、保育士試験を合格することにより資格を得ることができる。

韓国の場合も、「専門大学あるいは同等以上の学校で保健福祉家族部令が定める保育関連科目および単位を履修し、卒業した者」は保育資格管理局に保育教師「国

表2-1 保育教師と幼稚園教師の資格基準

職 種	保育教師の資格基準	職 種	幼稚園教師の資格基準
保育教師 1級	1. 保育教師2級の資格を取得した後、3年以上の保育業務の経歴と保健福祉家族部長官が定める昇級教育を受けた者。 2. 保育教師2級資格と保育関連大学院で修士学位を取得した者で、1年以上保育業務経歴と保健福祉家族部長官が定める昇級教育を受けた者。	正 教 師 1級	1. 幼稚園正教師2級資格証所持者で3年以上の教育経歴を持ち、所定の再教育を受けた者。 2. 幼稚園正教師2級資格証を所持し、教育大学院あるいは教育科学技術部長官が指定する大学院の教育課程で幼稚園教育課程を専攻し、修士(碩士)の学位を得た者で、1年以上の教育経歴がある者。
保育教師 2級	1. 専門大学またはこれと同等以上の学校で保健福祉家族部令が定める保育関連教科目および単位を履修し、卒業した者。 2. 保育教師3級の資格を取得した後、1年以上の保育業務経歴と保健福祉家族部長官が定める昇級教育を受けた者。	正 教 師 2級	1. 大学に設置する幼児教育科卒業生 2. 大学(専門大学および同等以上の各種学校を含む)卒業生で在学中所定の保育と教職単位を取得した者。 3. 教育大学院あるいは教育科学技術部長官が指定する大学院の教育課程で幼稚園教育課程を専攻し、修士学位を得た者。 4. 幼稚園準教師資格証所持者で2年以上の教育経歴を有し、所定の再教育を受けた者。
保育教師 3級	高等学校またはこれと同等以上の学校を卒業した者で、健康福祉家族部令が定める教育訓練施設で所定の教育課程を修了した者。	準 教 師	1. 幼稚園準教師の資格検定に合格した者。

出所：大統領令，2008年改正。

備考：「保育業務の経歴」は、「嬰幼兒保育法」による保育施設あるいは保育情報センターで勤務した経験、「幼児教育法」による全日制幼稚園での園長、園監、教師として勤務した経歴。

表2-2 保育施設の類型別に見る保育教師の等級別資格所有の現状(2008年)

	1級		2級		3級	
	%	N	%	N	%	N
全 体	100.0	70,752	100.0	40,949	100.0	17,825
国 公 立	13.7	9,686	3.8	1,547	1.3	229
法 人	11.8	8,374	4.5	1,855	2.1	372
民 間 (法人外，民間個人)	50.9	36,001	56.4	23,111	53.2	9,491
父 母 協 同	0.2	126	0.1	64	0.1	24
家 庭	20.6	14,604	34.7	14,169	43.1	7,675
職 場	2.8	1,961	0.5	203	0.2	34

出所：『保育統計』2008年12月。

備考：上記の数値は、一部の保育教師の情報漏れがあり、全保育教師数とは異なるが、概略を表している。

家資格証」申請および交付の手続きを行わなければならない。ITシステムの進んだ韓国では「申請および交付」の手続きを保育資格管理局のホームページ(www.ctcm.or.kr)にログインすることを勧めている。資格証の申請をした後、「ホームページの会員」になると申請者自身の「進行状況」を画面でみる事ができると付け加えている。

表2-2は、2008年の保育施設類型別に見る保育教師の等級別資格の現状である。職場保育施設では「保育教師1級」を所有している割合が高く89.2%である。ついで、国公立保育施設が84.5%、法人保育施設は79.0%、父母協同が58.8%、民間保育施設は52.4%、家庭保育施設は40.0%である。「1級」の資格を所有している保育教師が多いということは、教師経験歴があること

表2-3 保育施設長の資格基準

区分	資格基準
一般基準	1. 保育教師1級の資格を習得した後、2年以上の保育など児童福祉業務の経歴のある者。 2. 「幼児教育法」による幼稚園正教師2級の資格を取得した後、5年以上の保育など児童福祉業務の経歴のある者。 3. 幼稚園園長の資格を持っている者。 4. 「初・中等教育法」による小学校正教師の資格を取得した後、5年以上の保育など児童福祉業務の経歴のある者。 5. 「社会福祉事業法」によって社会福祉士1級の資格を取得した後、5年以上の保育など児童福祉業務の経歴のある者。 6. 「医療法」による看護師資格を習得した後、7年以上の保育など児童福祉業務の経歴のある者。 7. 国家あるいは地方自治団体に7級以上の公務員で保育など児童福祉業務に5年以上勤務した経歴のある者。
家庭保育施設	1. 一般基準で定めた資格を有する者。 2. 保育教師2級以上の資格を習得した後、2年以上の保育業務の経歴のある者。
乳児専担保育施設	1. 一般基準で定めた資格を有する者。 2. 看護師資格証を取得した後、5年以上の児童看護業務の経歴のある者。
障害児専担保育施設	一般基準で定めた資格を有する者で以下の各号のいずれかに該当する者。 1. 大学（専門大学を含む）で障害者福祉およびリハビリ関連学科を専攻した者。 2. 障害児保育施設で2年以上の保育業務の経歴のある者。 3. 保健福祉家族部令が定める障害児保育職務教育を受けた者。
その他	「高等教育法」による大学校（専門大学を含む）あるいは法第21条第2項の規定による教育訓練施設が運営（委託あるいは附設運営）する保育施設。 —— 保育施設を運営する大学の専任講師あるいは教育訓練施設の専任教授以上の保育関連の教科目に対し、3年以上の教育経歴のある者。

出所：嬰幼兒保育法施行規則

を示し、保育の質の向上を勘案するときの一つの指標ともいえる。

保育施設長の資格については、表2-3に見るように保育施設の種類によって資格を異にしている。一般の保育施設の施設長資格基準には7通りある。第1は、保育教師1級の資格を取得した後2年以上の保育などの児童福祉業務の経歴のある者である。ちなみに、幼稚園長の場合は、幼稚園教師1級の資格を習得した後、3年以上の教育歴と所定の再教育を受けた者となっている。2から7までは、子どもに関わる他職務の資格を有する者で保育施設と類似した幼稚園か児童福祉業務の経歴のある者である。この点幼稚園長の場合は、「学識・徳望の高い者で、大統領令が定める基準に該当し、教育科学技術部長官の認定を受けた者」とある。ここで指摘しておきたいのは、とくに、障害児専担保育施設（障害児専門の保育施設）長の資格基準に付帯事項を有していることである。すなわち、一般の保育施設長の基準で定めた資格を有する者で、なおかつ次の3項目のいずれかに該当する者である。大学（専門大学を含む）で障害者福祉およびリハビリ関連学科を専攻した者、障害児保育施設で2年以上の保育業務の経歴のある者、保健福祉家族

部令が定める障害児保育職務教育を受けた者、が掲げられている。

3. 保育教師養成の現状

(1) 保育教師養成の実態

日本の場合、同一の短期大学、4年制大学および専門学校で保育士と幼稚園教諭を同時に養成している学校が多い。一方、韓国の保育教師養成校では、前述のように学生数の25%だけに幼稚園教師資格を授与している。

ところで、保育教師は4年制の大学校（児童家族学科、児童学科、社会福祉学科等）、2・3年制の専門大学（保育学科、社会福祉科）、一年制の保育教師教育院（普通、生涯教育院）そしてサイバー大学および関連する大学院で養成されている。

2008年の種類別に見る保育教師養成学校の数は、大学院が3カ所、大学校が162カ所、サイバー大学校が14カ所、放送通信大学校は1カ所、2・3年制専門大学が129カ所、教育訓練施設は75カ所である。保育教師2級の養成校は2009年に309カ所であるが、一番多く卒業生を輩出しているのは2・3年制専門大学で、次がサイバー大学校（放送大学校）である。

表3-1 2005年～2008年 保育教師養成課程別に見る国家資格証の交付者数 (単位:人)

		2005年	2006年	2007年	2008年	全体
1級	大学(校)卒業生	42	520	16,731	27,775	45,068
2級	大学(校)卒業生	19,711	31,230	18,363	9,712	79,016
	教育訓練施設	9,347	500	-	-	9,847
3級	教育訓練施設	734	11,321	10,458	11,596	34,109
総計		29,834	43,571	45,552	49,083	168,040

出所:保育資格管理事務局 2009年.

備考:2005年度「国家資格証の導入」以降、年度別の保育教師資格証の交付者のなかで、専門大学を含む大学校卒業生と教育訓練施設の認証番号による統計資料である.

保育教師養成課程別に見る「国家資格証保育教師」交付者数は、表3-1の通りである。2005年から交付されるようになった「国家資格証保育教師1級」の交付者数は、この制度が定着してきた2007年以降大幅に増加している。「2級」の場合は、新卒者の数と制度切り替え

の数との関係で多く、2008年頃からは平常となり、落ちつき始めている。

(2) 保育教師養成校の教育課程

保育教師養成教育課程の保育関連科目は、「保育基礎」、

表3-2 専門大学・大学校と教育訓練施設における保育関連の教科目および単位基準の比較

領域	専門大学・大学校		教育訓練施設	
	教科目	履修科目(単位)	教科目	履修科目(単位)
保育基礎	児童福祉(論)、保育学概論、児童発達(論)、保育課程	4科目(12単位)必修	児童福祉(論)[3]、保育学概論[3]、保育課程[3]	3科目(9単位)必修
発達及び指導	人間行動と社会環境、児童観察および行動研究、児童生活指導、児童相談(論)、特殊児童指導	1科目(3単位)以上、選択	児童発達(論)[3]、人間行動と社会環境[3]、児童生活指導[3]、児童相談(論)[3]、特殊児童指導(特殊教育)[3]、乳幼児保育の実際[3]、放課後児童指導[2]	7科目(20単位)必修
乳幼児教育	遊び指導、言語指導、児童文学、児童音楽と動作、児童美術、児童数・科学指導、乳幼児プログラムの開発と評価、乳幼児教授方法(論)	3科目(9単位)以上、選択	遊び指導[3]、言語指導「2」、児童音楽と動作[2]、児童美術[2]、児童数・科学指導[2]、教材教具の開発[3]、放課後教授方法(論)[3]	7科目(17単位)必修
健康・栄養及び安全	児童健康教育、児童看護学、児童安全管理、児童栄養学、精神健康(論)	2科目(6単位)以上、選択	児童看護学[2]、児童安全管理[2]、児童栄養学[2]	2科目(4単位)以上の選択
家族および地域社会の協力等	親教育(論)、家族福祉(論)、家族関係(論)、地域社会福祉(論)、ボランティア(論)、保育政策(論)、保育教師(論)、保育施設運営と管理	1科目(3単位)以上、選択	親教育[3]、地域社会福祉[3]、保育政策[2]、保育施設運営と管理[3]、情報化教育[2]	5科目(13単位)必修
保育実習	保育実習	1科目(2単位)必修	保育実習[2]	1科目(2単位)必修
全体	12科目(35単位)以上		25科目(65単位)以上	

出所:専門大学・大学校:嬰幼兒保育法施行規則第12条第1項関連【別紙4】。教育訓練施設は、乳幼児保育法の施行規則第12条第1項の関連【別表5】。表内の下線は、専門大学・大学校と教育訓練施設のどちらかにない教科目。

「発達および指導」、「乳幼児教育」、「健康・栄養および安全」、「家族および地域社会の協力など」、「保育実習」の6領域で構成されている。
 保育関連科目について専門大学を含む大学校と教育訓

練施設を比較すると同じ科目名でも領域が異なる科目があるが、全体に領域とともに重なる科目名が多い。教育訓練施設の科目になく専門大学・大学校にある科目は、児童観察および行動研究、児童文学、乳幼児プログラム

表3-3 嬰幼兒保育法による保育実習の細部基準

	乳幼児保育法施行規則第12条1項関連 [別表4]	2008 保育事業案内の細部基準	留意事項
教科目	保育実習	<ul style="list-style-type: none"> - 「保育実習」教科目は成績証明書を通して確認が可能であること。 - 類似教科目の認定範囲：保育現場実習，教育実習。 	例) 「社会福祉現場実習」教科目で保育実習を履修した場合は、保育教師資格の科目としては認定しない。
履修単位	1科目 (2単位)	2単位以上、評価点数80点 (B) 以上の場合のみ実習履修として認定する。	- 成績証明書を通じて保育実習教科目評価点数 (80点, B 以上) および2単位の確認が求められる。
実習機関	保育施設及び全日制幼稚園	保育施設 (定員15人以上) 又は、全日制幼稚園 (教育庁に全日制幼稚園として登録されていなければならない)。	<ul style="list-style-type: none"> - 国公立保育施設は認可証に保育定員が掲載されていること。 - 併設幼稚園で実習した場合、全日制の可否及び保育定員が確認できる学校長発行の公文書を添付する。 - 実習当時の認可証コピーを提出する。 - なお、該当機関の固有番号証、納税番号証は認定の対象ではない。
実習期間	4週160時間 (夜間大学などの場合、2回分割可能)	<ul style="list-style-type: none"> - 連続4週、160時間以上実施しなければならない。1日は8時間履修。 - 2回分割実習は夜間大学、遠隔大学、韓国放送通信大学に限る。 - 実習教科目が開設された学期に保育実習の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> - 連続し (月曜日から金あるいは土曜日まで) 4週、160時間以上、1日8時間以上 (すべての条件を同時に充足していること)。 - 保育実習の教科目が開設された学期に実施する。 - 祝日が2日以上含まれる場合、該当期間を補完できるように追加実習を履修しなければならない。
実習指導教師	保育教師1級又は幼稚園1級正教師の資質を有する者。		<ul style="list-style-type: none"> - 幼稚園2級正教師の実習指導の場合は認定しない。 - 指導教師の幼稚園園長、園監の資格証のコピー提出は不認定。 - 保育実習確認書に実習指導教師の国家資格証番号の記載を要望する。 - 実習指導教師が2人以上である場合、指導教師の資格証コピーをすべて提出しなければならない。
保育実習の確認書		保育実習確認書を通じて保育実習の内容の適切性を証明 (保育実習確認書は原本で提出) しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> - 2007年度以降、保育実習の履修者は「実習機関の施設認可証コピー」及び「実習指導教師の資格証コピー」のそれぞれ1部を添付しなければならない。 - 保育実習確認書 (別表2参照) の該当内容はもれなく記載しなければならない。 - 保育実習確認書の様式は保育資格管理事務局のホームページ (www.ctcm.or.kr) の [関連書式] を参照のこと。

出所：健康福祉家族部「保育事業案内」2009年。

の開発と評価、乳幼児教授方法（論）、児童健康教育、精神健康（論）、家族福祉（論）、家族関係（論）、ボランティア（論）、保育教師（論）である。

一方、教育訓練施設だけにある教科目は、乳幼児保育の実際、放課後児童指導、放課後教授方法（論）、保育施設運営と管理、情報化教育である（表3-2）。

科目の設置と単位の認定について、専門大学・大学校の場合、次の2点を留意事項として挙げている。教科目名が異なっても教科目の内容が類似している場合は、同一教科目として認める。また、保育実習の場合は名称と関係なく実習機関と実習期間の条件を満す場合のみ保育実習として認定する。各科目は3単位を基準にし、どの科目も最小2単位以上でなければならない。

一方、教育訓練施設の場合は、次の3点を留意事項として掲載している。各科目当りの評価点数が70点以上の場合のみ単位を認定するとしている。また、単位当りの時間は15時間を基準にしており、保育実習時間は4週以上、連続して160時間以上とする。そして、保育実習は表3-3「乳幼児保育法による保育実習の細部基準」を準用する。なお、教育訓練機関では、授業時間は945時間以上、保育実習は160時間としている。

韓国では、大学校・専門大学段階では演習形式の科目はなく、講義形式の科目だけである。単位の数え方は日

本のそれとは異なり、1週1科目3時間、15回行くと2単位と換算される。保育実習の場合は、1単位が連続2週間と数えられるので、2単位は4週間の実習ということになる。なお、保育実習については、実習を行う施設および実習中の指導者について、表3-3のように明確に定められている。さらに、表3-3に掲げる各項目すべてが充足していない場合の単位は認定されない。

乳幼児保育法による保育実習確認事項を簡潔にまとめると、次の3点である。第1は、実習機関として保育定員が15人以上の認可保育施設か、又は教育庁に登録されている全日制の幼稚園であること。第2に、実習の指導教師は、保育教師1級の国家資格証、又は幼稚園1級正教師資格証を所持している教師であること。第3に、実習時間は、1日8時間以上、連続4週で総160時間を履修すること、である。なお、韓国の保育教師の資格は、保育施設の保育教師のみを対象とし、児童福祉施設の職員は含まれない。

4. 補習教育の現状

(1) 補習教育の種類と対象

保育教師の補習教育（現職教育）は、国や自治体、自主的な団体や企業が主催している。補習教育には、職務教育（保育に必要な知識と能力を維持・開発するため

表4-1 教育区分別に見る補習教育の対象

教育区分		教育対象	教育時間	備考	
職務教育	一般職務教育	保育教師	現職に従事する保育教師として保育業務経歴が満2年を経過した者と保育教師の職務教育（昇級教育を含む）を受けた年から満2年が経過した者。	40時間	3年毎
		施設長	現職に従事している施設長として保育施設長の職務を担当する初年に該当する者と保育施設長の職務教育を受けた年から満2年が経過した者。	40時間	施設長の初年及び3年毎
	特別職務教育	乳児保育	乳児保育を担当している一般職務教育の対象者と乳児保育を担当しようとする保育教師および保育施設長。	40時間	履修希望者
		障害児保育	障害児保育を担当している一般職務教育の対象者と障害児保育を担当しようとする保育教師および保育施設長。	40時間	履修希望者
		放課後保育	放課後保育を担当している一般職務教育の対象者と放課後保育を担当しようとする保育教師および保育施設長。	40時間	履修希望者
昇級教育	2級昇級教育	保育教師3級の資格を取得した後、保育経歴が満6ヶ月を経過した者。	80時間	履修希望者	
	1級昇級教育	保育教師2級の資格を取得した後、保育経歴が満2年を経過した者および修士学位の所持者で保育教師2級の資格を取得した場合、保育経歴が満6ヶ月を経過した者。	80時間	履修希望者	

出所：保健福祉家族部「保育事業案内」2009年。

備考：保育施設で特殊教師や治療師として勤務する者は、職務教育の対象者として補習教育を履修しなければならない。

に保育施設従事者を対象に定期的で開催される)と昇級教育(保育教師が上位等級の資格を取得するために行われる教育)がある。職務教育には一般職務教育(保育教師対象と保育施設長対象)と特別職務教育(乳児保育, 障害児保育, 放課後保育)がある。また, 昇級教育には2級保育教師と1級保育教師の昇級教育がある。

一般職務教育の対象者の場合, 保育教師は保育業務経歴が満2年を経過した者と保育教師の職務教育(昇級教育を含む)を受けた年から満2年を経過した者, である。

また, 施設長では, 職務を担当する初年に該当する者と保育施設長の職務教育を受けた年から満2年が経過した者, としている。一方, 特別職務教育の乳児保育を担当している場合は, 一般職務教育の対象者と乳児保育を担当する保育教師および保育施設長である。障害児保育と放課後保育の場合も上記の乳児保育と同じ条件である。昇級教育は, 大統領令にある「保育教師資格基準」に該当する対象者である。

保育教師を対象とした補習教育の時間は, 3年毎に40

表4-2 一般職務教育の内容

領域	保育教師課程		施設長の一般課程		施設長の新規課程	
	教科目	時間	教科目	時間	教科目	時間
保育基礎	・ 児童の権利保障と児童虐待予防 ・ 国内外の保育政策の動向 ・ 乳幼児保育法の理解 ・ 両性平等の教育	6時間	・ 児童の権利保障と児童虐待予防 ・ 国内外の保育政策の動向 ・ 乳幼児保育法の理解 ・ 両性・家庭暴力の防止	6時間	・ 社会福祉と保育政策 ・ 児童の権利保障及び児童虐待予防 ・ 保育課程論 ・ 両性平等の教育	6時間
発達及び指導	・ 乳幼児観察及び評価 ・ 乳幼児の生活指導 ・ 障害児保育の実際 ・ 乳児保育の実際	6時間	・ 児童観察及び評価 ・ 乳幼児の生活指導 ・ 障害児保育の実際 ・ 乳児保育の実際	6時間	・ 障害児保育の実際 ・ 乳児保育の実際	6時間
乳幼児教育	・ 新乳幼児保育理論 ・ 乳幼児の教授方法 ・ 乳幼児保育のプログラム ・ 教材教具の開発 ・ 標準保育課程	10時間	・ 新乳幼児保育理論 ・ 乳幼児の教授方法 ・ 乳幼児保育のプログラムの開発 ・ 標準保育課程	6時間	・ 乳幼児保育のプログラム ・ 保育プログラムの開発 ・ 標準保育課程	6時間
健康・栄養・安全	・ 応急処置 ・ 乳幼児の食生活の指導 ・ 乳幼児の安全管理	6時間	・ 乳幼児の健康管理 ・ 乳幼児の栄養管理 ・ 乳幼児の安全管理	6時間	・ 乳幼児の健康管理 ・ 乳幼児の栄養管理 ・ 乳幼児の安全管理	6時間
家族および地域社会の協力的など	・ 親相談 ・ 親教育 ・ 親参与 ・ 多文化家庭の子女保育 ・ 評価認証 ・ 地域連携と包括的保育	4時間	・ 親相談 ・ 親教育 ・ 親参与 ・ 多文化家庭の子女保育 ・ 評価認証 ・ 地域連携と包括的保育	4時間	・ 親相談・教育・参与 ・ 多文化家庭の子女保育 ・ 地域連携と包括的保育 ・ 評価認証	4時間
保育事業の運営	・ 保育教師の役割と姿勢 ・ 情報化教育 ・ 保育施設の運営と評価	4時間	・ 施設長の役割と姿勢 ・ 保育施設の運営と評価 ・ 情報化教育	8時間	・ 施設長の役割と姿勢 ・ 保育施設の運営と評価 ・ 保育施設の人事管理 ・ 保育施設の財政管理 ・ 保育施設の情報管理 ・ 保育施設の環境・設備管理	8時間
その他	・ 人間関係およびリーダーシップ教育 ・ 保育セミナー	4時間	・ 人間関係およびリーダーシップ訓練 ・ 保育セミナー	4時間	・ リーダーシップ訓練 ・ 保育セミナー	4時間
計	27科目	40時間	26科目	40時間	24科目	40時間

出所: 健康福祉部「保育事業案内」2009年。

時間で、1日8時間として換算すると5日間受けることになる。施設長の場合は同じ時間の長さで、初年度とその後3年毎に受講するのである。特別職務教育では、履修を希望する者が対象であるが、時間の長さは一般職務の場合と同じである。昇級教育については、教育時間が長く、職務教育の2倍の長さに当たる80時間となっている(表4-1)。

(2) 補習教育の内容

1) 一般職務教育と特別職務教育

一般職務教育の内容に掲載された教科目の枠組みは、「保育実習」のところが、「保育事業の運営」、「その他」になっている以外は、保育教師養成カリキュラムの枠組みに準じている。その上で、教科目の表示を見ると、当然のことであるが保育教師と施設長のそれは共通科目が

多い。そして、それらの内容は 保育施設現場が抱えている「保育の諸問題」と 保育実践に関わる保育内容・方法に関わっている。

については、国内外の保育政策の動向、児童の権利保障と児童虐待予防、性・家庭暴力の防止、親教育、多文化家庭の子女保育、評価認証、人間関係及びリーダーシップの訓練、などが挙げられる。については、標準保育課程、乳幼児保育法の理解、乳幼児観察及び評価、障害児保育、乳児保育の実際、乳幼児保育プログラム、乳幼児の健康・栄養・安全管理、地域連携と包括的保育、保育施設の運営と評価、保育施設の情報管理など、がある(表4-2)。

特別職務教育は、乳児保育、障害児保育、放課後保育を対象とした職務教育である。従って、表4-3にあるように「特別な保育」という対象の違いだけで、その内

表4-3 特別職務教育

領域	乳児保育の職務教育	障害児保育の職務教育	放課後保育の職務教育	時間
保育基礎	・現代社会の変化と乳児保育 ・乳児保育課程の理解 ・性・家庭暴力防止教育	・障害者福祉と保育政策 ・障害児保育課程の理解 ・性・家庭暴力防止教育	・現代社会の変化と放課後保育 ・放課後保育の理解 ・性・家庭暴力防止教育	4時間
発達及び指導	・乳児発達の特性 ・乳児の日常生活の指導 ・乳児行動観察と評価 ・乳児感覚および大小筋肉発達の児童	・障害児の発達の特性 ・障害児の診断と評価 ・障害児の日常生活の指導 ・障害児の感覚統合と身体活動の指導	・児童発達 ・児童の日常生活の指導 ・問題行動の修正と指導	6時間
乳幼児教育	・あそびを通じた社会性の発達 ・あそびを通じた情緒発達 ・あそびを通じた言語発達 ・あそびを通じた認知発達 ・プログラムおよび教材教具の開発 ・標準保育課程	・あそびおよび社会性の指導 ・障害児の意思疎通の指導 ・障害児の音楽治療 ・障害児の美術治療 ・プログラムおよび教材教具の開発 ・標準保育課程	・学習および課題指導 ・あそびおよび社会性の指導 ・児童の言語教育 ・児童の読書教育 ・児童の芸体能教育 ・プログラムおよび教材教具の開発 ・標準保育課程	8時間
健康・栄養・安全	・乳児の保健・安全管理 ・乳児の栄養管理および食生活指導	・障害児の保健・安全管理 ・障害児の栄養管理および食生活指導	・小学生の保健・安全管理 ・小学生の栄養管理および食生活指導	6時間
家族・地域社会の協力など	・親教育、相談、協力 ・地域社会との協力 ・評価認証	・親教育、相談、協力 ・地域社会との協力 ・評価認証	・親教育、相談、協力 ・地域社会との協力 ・評価認証	4時間
保育事業の運営	・乳児保育教師の役割と姿勢 ・保育施設の運営と管理 ・情報化教育	・障害児保育教師の役割と姿勢 ・保育施設の運営と管理 ・情報化教育	・放課後保育教師の役割と姿勢 ・保育施設の運営と管理 ・情報化教育	8時間
その他	・人間関係及びリーダーシップ訓練 ・乳児保育セミナー及び事例発表	・人間関係及びリーダーシップ訓練 ・障害児保育セミナー及び事例発表	・人間関係及びリーダーシップ訓練 ・放課後保育セミナー及び事例発表	4時間
計	23科目	23科目	23科目	40時間

出所：健康福祉家族部「保育事業案内」2009年。

備考：上記のなかで標準保育課程、評価認証は総4時間以上、必修科目として編成・教育しなければならない。

容は前述の一般職務教育で考えられている保育の基本と同じである。

2) 昇級教育

補習教育のもう一つの大きな企画に韓国の資格基準の特徴を示す昇級教育がある。昇級教育の教科目の枠組みは、保育教師養成校で行われている枠組みのなかの保育実習を除いた部分と基本的には同じである。しかし、領域に配置されている教科目名は経験を持つ保育教師を意識したものであることは言うまでもない。とくに、養成校で受けた講義以降の社会変化と保育事業、保育政策の

動向にその内容が示されている。また、嬰幼兒保育法の理解、標準保育課程に示された領域に対して乳幼兒保育プログラムの内容と方法の深化および親相談と参与など、がある(表4-4)。

3) 補習教育の参加状況

「保育の質」の向上を実現するひとつの方法として補習教育が位置づけられているが、問題はそれらが実際にどのように実施されているかである。表4-5は、2005年の実態である。これによると、国公立保育施設の保育教師は93.5%が、法人立保育施設の場合でも86.1%の

表4-4 昇級教育

領域	2級昇給教育	1級昇給教育
保育基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・現代社会の変化と保育事業 ・保育政策の動向と嬰幼兒保育法の理解 ・保育教師の倫理 ・児童の権利保障および児童虐待予防に対する理解 ・両性平等の教育(性・家庭暴力防止内容を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現代社会の変化と保育事業 ・保育政策の動向と嬰幼兒保育法の理解 ・児童の権利保障および児童虐待予防に対する理解 ・両性平等の教育(性・家庭暴力防止内容を含む)
発達及び指導	<ul style="list-style-type: none"> ・人性教育 ・障害児統合保育 ・乳児保育 	<ul style="list-style-type: none"> ・人性教育 ・障害児統合保育 ・乳児保育
乳幼児教育	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児教授方法 ・乳幼児保育プログラムの開発 ・乳幼児保育プログラム1:情緒・社会生活領域 ・乳幼児保育プログラム2:言語・数・科学領域 ・乳幼児保育プログラム3:音楽・美術・体育領域 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児保育プログラム1:情緒・社会生活領域 ・乳幼児保育プログラム2:言語・数・科学領域 ・乳幼児保育プログラム3:音楽・美術・体育領域 ・乳幼児保育プログラム4:統合的な接近領域
健康・栄養及び安全	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理と応急処置 ・給食と栄養 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理と応急処置 ・栄養管理 ・精神健康管理
家族・地域社会の協力など	<ul style="list-style-type: none"> ・親相談と参与 ・地域社会のネットワーク ・乳幼児クラスの運営および事務管理 ・情報化教育 ・リーダーシップ訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・親相談と参与 ・地域社会のネットワーク ・保育事業評価の実際 ・乳幼児クラスの運営および事務管理 ・情報化教育 ・リーダーシップ訓練
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・評価試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価試験
備考	21科目, 80時間	21科目, 80時間

出所:健康福祉家族部「保育事業案内」2009年。

備考:各教科目は最低2時間以上であること。また、各教科目の教育時間と擬態的な教育内容は必要によって調整する。

表4-5 設立類型別の補習教育への参与および代替保育教師の配置の可否 (単位:% , 人)

区分	補習教育への参与の可否			代替保育教師の配置の可否		
	はい	いいえ	計(人)	はい	いいえ	計(人)
全体	73.9	26.1	100.0 (2,073)	54.4	45.6	100.0 (1,510)
国公立	93.5	6.5	100.0 (155)	41.7	58.3	100.0 (144)
法人	86.1	13.9	100.0 (230)	42.9	57.1	100.0 (196)
民間	73.6	26.4	100.0 (1,101)	56.4	43.6	100.0 (799)
家庭	64.4	35.6	100.0 (587)	60.9	39.1	100.0 (371)

出所:女性部, 2005年。

保育教師が補習教育に参加している。しかし、民間保育施設・家庭保育施設の保育教師の場合は、6割から7割の参加で、平均よりも低い。2004年の調査では、補習教育に参加しない理由として、代替保育教師がいないことを挙げているが、表4-5をみると、代替保育教師の配置の率より参加率が多いことから、保育施設内での協力ややりくりが読み取れる。2009年から代替保育教師の支援事業を政府政策で実施することになったことから、補習教育を受ける数が増え、以前より円滑に行われていることが期待されている。なお、補習教育に参加しない理由のもう一つに補習教育の講師の選定とその講師の教育内容への不満も揚げられていることがアイ・サラン・プラン作成のための前調査で指摘されている⁽¹¹⁾。

5. 保育教師養成と補習教育の課題

ここでは、これまで述べた韓国の保育教師とその養成および補習教育の現状をまとめながら課題を考察する。

第1に、資質の高い保育教師を確保するために保育教師の待遇改善が望まれる。

具体的には勤労基準法にある1日の勤務時間を守ることで、そのため運営時間確保のための人員を確保すること、給与の水準を上げることである。すでに2006年の「セックス・プラン」でも保育教師の実態を調査し、改善すべく内容を具体的に「計画」として挙げたが、それらを実現できずに「アイ・サラン・プラン」に移っている。2000年以降、大幅に遅れていた保育の状況はじょじょにはあるが改善され、今日も進行中である。その一方で、国も追究する「保育の質の向上」を推進する保育教師の状況は「プライドを持てる保育教師」にはなりがたい点を改善することが急務の課題である。

第2に、保育教師の資格の格付けが学歴と対応していない点を指摘する必要がある。

この点は、韓国の幼稚園教師の場合も同様であるが、2年あるいは3年間の教育を受けた専門大学出身者と4年間の教育を受けた大学校の出身者がともに同じ保育教師(2級)の格付けを受けるという「合理性に欠ける」実態があると言わざるを得ない。学歴の異なる者がそれに相応しい資格証を得るのは当然のことで、そのこと自体はなんら差別でもなんでもない。幼稚園教師の場合は給与について一応の処遇があるため、資格基準の置き方に「不具合」があっても、あまり問題にされないという。しかし、保育教師の場合は一部の職場を除き、給与もそ

れに相応しい格付けをしていない職場が多い。全体に給与を上げることと同時に、教育歴と資格の格付けに一致が求められる。この点、日本の保育士の場合も韓国と同じである。ただ、最近4年制大学卒業の保育士の数が増え、都市部では短期大学卒業者とは別に4年制大学出身者の給与格付けが行われるようになっている。保育教師の社会的地位を高めるために、韓国政府が指摘するように「プライドを持てる保育教師」にする第一歩として、学歴と資格の格付けを連動させる点が今後の課題である。このことは、わが国の保育士についても言えることである。

第3に、施設長になる教育経験年数の短いことが挙げられる。

施設長は資格基準の位置づけとも関係しているが、保育教師1級を取得した後2年以上の保育経験がある者とされることから形式的に計算すると最短で25歳で施設長に就任することができる。一般に、施設長は保育施設全体の管理者であり、子どもに最善の利益を保障する保育を準備し、親の要望に十分応えることが求められる。これらを可能とするためには一方で社会生活での十分な経験が求められる。その意味でも資格の基準の検討が研究課題となるのではないかと。

本文でも述べたが、国公立保育施設の保育教師は公務員でないこと、国公立保育施設以外の保育施設で働く保育教師の数が多いこと、そのうえ、保育教師の経歴年数が短い。以上のことから、この問題の解決は難しい課題であることが容易に推察できるが、施設長の資質の向上を考える時大切な課題として指摘せざるをえない。

第4は、保育教師養成における専門大学の占める割合が高いことである。

2000年以降、韓国の保育教師養成の多くを占めていた2年制専門大学が7年後には3年制専門大学に再編されたことは、教育の質を左右する保育教師の資質の向上を勘案するとき意義深い。それを踏まえたうえで、保育教師の資質の向上を考える時、次の段階として教育年限を4年制にすることが望まれる。この点は幼稚園教師養成を述べた本論集の2号でも同じ内容で指摘した。勿論このことは日本の保育者養成でも同じである。養成機関の教育年限を延長させるためには、まず保育現場と連携をとり、2・3年制と4年制の保育教師養成で育つ力の違いを明らかにし、4年制の必要性を社会的に認識される機会を作ることではないかと。とくに、昇級教育が行わ

れている韓国では、上記の研究は可能である。なお、韓国では初等・中等学校教員養成で、すべての教育大学の卒業年限を4年制に延長した経験がある。そして、年限の延長の結果、小学校教師の資質の向上に繋げるきっかけとなっていることが韓国社会では周知の事実となっている。但し、小学校の場合ほとんどが公立であり、養成校も国立教育大学校であったことから4年制に変更することの容易さがあったことは言うまでもない。その点から言えば、幼稚園教師・保育教師養成の場合は私立・民間に大きく依存しているため、時間がかかることは予想される。

第5は、就学前の子どもの保育・教育の質の向上を勘案するとき、保育教師養成と幼稚園教師養成で配置している教科目の内容の検討が求められることを指摘したい。

保育・幼稚園教師養成校では同じ年齢の子どもの「保育・教育」を対象として教科目を配列し、教師養成をしているはずだが、実際にはそれぞれ別の養成をしているのが実情である。「同じ年齢の子ども」を対象にすることをキーワードにして改めて教科目の精選が求められるという筆者の提案である。

一方で、韓国政府は2009年前半に「幼稚園と保育施設を『幼児学校』に統合し、満5歳児を義務教育に転換することを検討している」と「ハンギョレ新聞」(2009年8月10日付け)は、報道した。しかし、11月25日になると突然李明博政府の大統領直属機関である「未来企画委員会」が「満5歳児を就学年齢にする方案」を出した。いま、保育界で「満5歳児学制編入」をめぐる議論が進められている。こうした政府の提案を勘案し、同じ年齢の子どもが通う保育施設と幼稚園の保育・幼稚園教師養成の大学校や専門大学でどのような教育課程を編成することが望ましいかを深めることが求められるといえよう。

最後に、第6として補習教育では、その参加率を上げることがいま求められているといえよう。

補習教育は、「保育教師の資質の向上」のために大切な取り組みである。韓国では保育教師の身分の昇給と障害児保育に力を入れていることもあり、前述のように国が各種プログラムを組み、国や自治体(保育情報センター等)、民間の保育団体などにより補習教育が実施されている。しかし、実態として保育教師は「補習教育に参加し難い」と前述の調査でも出ている。やはり、補習教育への保育教師の参加率を上げるために、施設長の補習教

育への意識を高め、それとともに保育教師の数の確保、例えば代替保育教師の配置等が課題として挙げられる。

おわりに

これまで、科学研究費研究と日本福祉大学21世紀COEプログラム研究で「韓国の保育・幼児教育と子育ての社会的支援」について研究を行い2冊の研究書を刊行し、その後の韓国の保育の動向を『子ども発達学論集』の第1号と2号に「韓国における保育機関の公共性と保育の質」、「幼稚園教師の養成と現職教育の現状と課題」で明らかにした。そして、今回「保育教師の養成と現職教育の現状と課題」を究明した。

書き終えたとはいえ、いま、韓国もわが国でも保育制度が大きく変えられようとしている。韓国では「保育は国の責任」として、多額の予算を投入し「保育の質の向上」に向けている。そして私教育費の軽減という名目で関係学会等の意見を聞くことなく「満5歳児を就学年齢にする方案」を提案している。一方、わが国では「幼保一体化」の推進を目差し、これまで保育関係者の中で築き上げた「保育の公共性、最低基準、応能負担」の原則を取りやめ、「子ども・子育て新システム」を進めようとしている。

大きく動き始めた両国の保育政策を「子どもに最善の利益を保障」し、「保育の公共性」「保育の質の向上」の視座から分析し、変わりゆく保育者(幼稚園教諭・保育士)養成に焦点を当て、さらに研究を深めたい。

謝辞

本稿をまとめるにあたって、韓国保育資格管理事務局の金義香さんと通訳・翻訳の任を取って下さった本学大学院博士後期課程の張京姫さんにこの場を借りて厚く感謝を申し上げます。

註

- (1) 韓国における保育施設と幼稚園に関わる基本的な内容は、勅使千鶴編『韓国の保育・幼児教育と社会的支援の動向と課題』新読書社、2008年。勅使千鶴編『韓国の保育・幼児教育と子育ての社会的支援』新読書社、2007年。拙稿「韓国における保育機関の公共性と保育の質—保育政策と実践にみる公共性と『保育の質』の向上への取り組み」(『日本福祉大学 子ども発達学論集』第1号、2009年3月)「韓国の幼稚園教師養成および現職教育の現状と課題」(『日本福祉大学 子ども発達学論集』第2号、2010年1

- 月)を参照されたい。
- (2) 金明順(キム・ミョンスン)「満5歳児学制編入論議に関する考察」『2010年韓国嬰幼兒保育学会学術大会論文集』2010年5月27日。
 - (3) 合計特殊出生率の低下の背景については、拙稿「合計特殊出生率の低下と保育および子育ての支援」(勅使編著『韓国の保育・幼児教育と子育ての社会的支援』新読書社、2007年)と金勝権(キム・スングォン)「韓国における少子化の現状と課題」(勅使編著『韓国の保育・幼児教育と子育て支援の動向と課題』新読書社、2008年)を参照されたい。
 - (4) 基本補助金制度については、張京姫「基本補助金制度の現状と課題」同上(3)に掲載を参照されたい。
 - (5) 権トクチョル「2010年保育政策の方向」(2010韓国嬰幼兒保育学会学術大会の基調講演追加資料)2010年5月27日韓国済州道にて開催。権トクチョル氏は2010年現在、保健福祉家族部局長。
 - (6) 評価認証システムの構築の様子は、柳熙貞「保育施設評価制度の実情と課題」同上(2)に掲載を参照されたい。
 - (7) (5)と同じ。
 - (8) 健康福祉家族部「2009年保育事業評価」,(5)と同じ。
 - (9) 拙稿「韓国の幼稚園教師養成および現職教育の現状と課題—教育の『公共性』と『質の向上』への取り組み—」『日本福祉大学 子ども発達学論集 第2号』2010年1月。
 - (10) 「アイ・サラン・プラン」の「 . 2010年までに保育政策をこのように推進します」の4.「保育教師として専門性と誇りを持ち、保育業務に専念できるようにします」を参照。
 - (11) 表甲洙(ピョ・カプス)「保育人力(施設長・保育教師)の福祉体系を改善するための政策課題」『2010年韓国嬰幼兒保育学会学術大会論文集』2010年5月27日。

参考文献と資料

- 1) 金明順(キム・ミョンスン)「満5歳児学制編入論議に関する考察」『2010年韓国嬰幼兒保育学会学術大会論文集』2010年5月27日。
- 2) 表甲洙(ピョ・カプス)「保育人力(施設長・保育教師)の福祉体系を改善するための政策課題」『2010年韓国嬰幼兒保育学会学術大会論文集』2010年5月27日。
- 3) 権トクチョル「2010年保育政策の方向」(2010韓国嬰幼兒保育学会学術大会基調講演の追加資料)2010年5月27日、韓国済州道にて開催。
- 4) 「アイ・サラン・プラン(2009年~2012年)」保健福祉家族部、2009年4月。
- 5) 勅使千鶴編『韓国の保育・幼児教育と社会的支援の動向と課題』新読書社、2008年。
- 6) 勅使千鶴編『韓国の保育・幼児教育と子育ての社会的支援』新読書社、2007年。
- 7) 「セッサク・プラン(2006~2010)」女性家族部、2006年5月。
- 8) 高齢化及び未来社会委員会「未来の人力養成および女性の経済活動参加の拡大のための育児支援政策方案」2004年6月。